

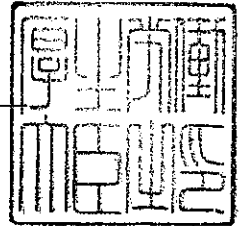
厚生労働省発職第0603001号

平成 2 1 年 6 月 3 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 舛添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金制度の改正

当分の間、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、次のように改正するものとする。

(一) 一年間の支給限度日数（二百日）を撤廃すること。

(二) 障害者に関する助成率について、雇用調整助成金にあつては三分の二から四分の三に、中小企業緊急雇用安定助成金にあつては五分の四から十分の九に引き上げること。

(三) 出向に関する助成率について、雇用維持要件を満たした事業主に対する助成率を、雇用調整助成金にあつては三分の二から四分の三に、中小企業緊急雇用安定助成金にあつては五分の四から十分の九に引き上げること。

(四) 教育訓練について、その受講日に対象被保険者を業務に就かせないものであることとする要件を撤廃すること。

二 試行雇用奨励金制度の改正

平成二十四年三月三十一日までの間、実習型試行雇用奨励金として、十分な技能及び経験を有しない求職者として職業安定局長が定めるものを、公共職業安定所の紹介により、六箇月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、当該労働者に対して実習を行うことにより人材の育成を図る事業主に對して、一人一月当たり四万円を最大三箇月支給するものとする。

三 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

育児・介護雇用安定等助成金について、新たに次に掲げる事業主を助成対象とするものとする。

(一) その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設けた事業主であつて、当該制度を利用した被保険者がいる中小規模事業主

(二) その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務の制度を設けた事業主であつて、当該制度を利用した被保険者がいる中小規模事業主以外の事業主

四 キャリア形成促進助成金制度の改正

平成二十四年三月三十一日までの間、訓練等支援給付金について、次のように改正するものとする。

と。

(一) 新たに雇い入れた被保険者等に認定実習併用職業訓練を受けさせる中小企業事業主に対する支給額を、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の三から五分の四の額に引き上げること。

(二) 新たに雇い入れた被保険者等に有期実習型訓練を受けさせる中小企業事業主に対する支給額を、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の三の額から五分の四の額に引き上げること。

(三) 新たに雇い入れた被保険者等に、新たに認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせた中小企業事業主に対し、二十万円を支給すること。

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

第一の三について、期間を定めて雇用されている労働者も利用できる短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した当該労働者が最初に生じた場合には、二十万円を支給するものとする。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間正社員制度を導入した事業主に対して支給する短時間労働者均衡待遇推進等助成金について、制度利用者の二人目から十人目までを新たに支給対象とするものとする。

第四 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の二については、平成二十一年七月十日から施行するものとし、第一の一の(三)については平成二十一年四月一日から適用するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。